

議案第二十六号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十六時間」を「四十四時間」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。